

## 第2章 青梅市生物多様性地域戦略策定の背景

青梅市生物多様性地域戦略は、社会動向や国・東京都の方針をふまえるとともに、本市の上位関連計画に示された方針との整合を図るものとしします。

### 1. 世界の動き

生物多様性の保全に関する取組みは、個別の生き物や特定の自然環境に限定されたものではなく、地球規模での広がりをもって検討が進められています。

1992年（平成4年）の地球サミットにおいて採択された「生物多様性条約」が1993年（平成5年）に発効してから、条約の締約国会議（COP）が継続して開催されています。

2010年（平成22年）には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催されました。COP10では2010年（平成22年）以降の世界目標となる新戦略計画（愛知目標）として、各国に積極的な行動を促す、明確でわかりやすい世界目標の策定が目指されました。

#### COP10で採択された戦略計画 2011-2020のビジョンとミッションおよび個別目標

##### <長期目標（ビジョン）2050年>

○自然と共生する世界

##### <短期目標（ミッション）2020年>

○生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

##### <20の個別目標（愛知目標）>

○数値目標を含む、より具体的な目標

（生物多様性保全のための保護地域の面積割合や、森林を含む自然生息地の損失速度など）

また、この会議では、世界各地に存在する持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析し、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な管理・利用のための共通理念を構築し、世界各地の自然共生社会の実現に活かしていく取組みである「SATOYAMA イニシアティブ」（コラム①参照）の推進についても、日本から提唱されました。

#### コラム① 「SATOYAMA イニシアティブ」

日本の里地里山のように、農林水産業などの人間の営みにより長い年月にわたって維持されてきた二次的自然地域は世界中に見られますが、現在はその多くの地域で持続可能な利用形態が失われ、地域の生物多様性に悪影響が生じています。

世界で急速に進む生物多様性の損失を止めるためには、保護地域などによって原生的な自然を“保護”するだけでなく、このような世界各地の二次的自然地域において、自然資源の“持続可能な利用”を実現することが必要です。

日本の名古屋で開催されたCOP10を契機として、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な管理・利用のための共通理念を構築し、世界各地の自然共生社会の実現に活かしていく取組みを「SATOYAMA イニシアティブ」として、国際的な場において進めています。

## 2. 国内の動き

### 1) 法の制定

日本国内でも1992年（平成4年）に「種の保存法」（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）、2002年（平成14年）には「自然再生推進法」、2004年（平成16年）には「外来生物法」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）が制定され、生物多様性の保全に関する法律の整備が進みました。

2008年（平成20年）には「生物多様性基本法」が制定されました。生物多様性基本法は、野生の生き物や生息・生育環境、生態系全体のつながりを含めて保全する目的を持つはじめての法律です。その中で、政府が「生物多様性国家戦略」を定めることや、地方自治体への「生物多様性地域戦略」策定の努力義務が規定されています。

生物多様性に関する国内外の主な動き

世界の動き	国際会議										愛知目標			
	年	1992	1993	1995	2002	2004	2005	2006	2007	2008	2010	2012	2020	2050
・地球サミット ・「生物多様性条約」採択		・「生物多様性条約」発効		・COP6（2010年目標採択）		・国連「ミレニアム生態系評価（MA）」発表	・COP8（生物多様性保全における企業の役割の重要性）		・COP9	・COP10（名古屋）（愛知目標の採択）	短期目標 「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急の行動を実施する」	長期目標 「自然と共生する世界」		
日本の動き	・「生物多様性条約」署名 ・「種の保存法」制定	・「生物多様性条約」締結	・「生物多様性国家戦略」策定	・「自然再生推進法」制定 ・「第二次生物多様性国家戦略」策定	・「外来生物法」制定				・「第三次生物多様性国家戦略」策定	・「生物多様性基本法」制定		・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定		

## 2) 「生物多様性国家戦略 2012－2020」の策定

日本では、生物多様性条約にもとづき、1995年（平成7年）に「生物多様性国家戦略」を策定しました。その後、第2次、第3次の戦略を経て、2012年（平成24年）に「生物多様性国家戦略 2012－2020」を閣議決定しました。これは生物多様性基本法にもとづき、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画として政府が策定したものであり、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」「愛知目標の達成に向けたロードマップ」「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」の3部から構成されています。

この戦略では、生物多様性に支えられる自然共生社会を実現するための基本的な考え方として「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことを提示しています。

生物多様性の保全および持続可能な利用に関する日本の目標として、長期目標と短期目標を掲げています。

- |  |
|--|
| <p>&lt;長期目標&gt; 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、日本の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。</p> <p>&lt;短期目標&gt; 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けた日本における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。</p> |
|--|

戦略の中では、おおむね2020年（平成32年）までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として「5つの基本戦略」を提示しています。

- |  |
|--|
| <p>&lt;5つの基本戦略&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 生物多様性を社会に浸透させる</li><li>2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する</li><li>3 森・里・川・海のつながりを確保する</li><li>4 地球規模の視野を持って行動する</li><li>5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける</li></ol> |
|--|

また、政府は地方自治体による生物多様性地域戦略の策定を援助、促進するための取組みを行うとしており、2020年（平成32年）までにすべての都道府県が策定していることを目標としています。青梅市の生物多様性地域戦略は国の施策の大きな方向性と合致する戦略として策定しており、上記の5つの基本戦略のうち、特に「1 生物多様性を社会に浸透させる」「2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」にかかわりが深い内容となっています。

### 3. 都の動向

緑の量を確保する従来の取組みに加え、生物多様性の保全など、緑の質を高める視点を重視し、緑の量と質をともに確保することが求められています。

#### 1) 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」の策定

<概要>

東京都では、2012年（平成24年）に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しています。

これは、生物多様性基本法にもとづく、都の生物多様性地域戦略の性格を併せ持つ計画であり、生物多様性の危機を背景に、これまでの取組みと、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめ、2020年（平成32年）を目標に「まもる」「つくる」「利用する」の視点から新たな施策を展開することとしています。

#### 緑施策によって目指すべき東京の将来像

1. 四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
2. 豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えると同時に、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
3. 東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

#### 目標（2020年）

##### <まもる>

- 東京に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている。
- 生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる。
- 水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。

##### <つくる>

- 2016年までの10年間で1,000haの新たな緑が創出されるとともに、2020年までに新たに都市公園等433haの整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。
- 荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径30kmの緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。

##### <利用する>

- 都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
- 緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。

## ＜青梅市の位置づけ＞

緑施策の新展開では、東京都内を地域特性に沿って7つのエリアを設定し、施策の体系化・分類を行っています。本市の大半が「武蔵野の自然ふれあいエリア」に該当し、西部の一部が「多摩森林保全・再生エリア」に該当します。



### 地域特性を踏まえた7つのエリア

出典：緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（東京都 2012）

※青梅市の位置を加筆、島しょ地域は省略

#### 「武蔵野の自然ふれあいエリア」※

多様な都市機能が集積する八王子や立川などの核都市を中心とし、大学、研究機関、先端技術産業などが数多く立地し、産学公連携が進みつつあるエリアです。丘陵地の樹林は、過去に薪炭林として利用・管理されていたクヌギ・コナラ等の二次林を主体とし、スギ・ヒノキの人工林も散在します。昔ながらの景観を有する谷戸や里山は貴重な存在となっています。丘陵地では豊かな住環境を有する住宅地や緑が広がり、農業も行われる里地里山、宅地、樹林、田畑が混在し、まとまった樹林や河川敷を中心に、人の生活をうまく利用する形で生態系が成立しているエリアと位置づけられています。

#### 「多摩森林保全・再生エリア」※

標高 700m 以上の高標高域では、自然林が雲取山の山腹斜面に広がり、原生林地帯の中核となっています。標高 700m 以下では、自然植生もみられますが、スギ・ヒノキの人工林が最も優占し、ツキノワグマなどの大型哺乳類や猛禽類が生息するエリアです。奥秩父山地の雲取山（2,017m）を頂点とし、東に向かって山地が連なり、多摩川、秋川、平井川、浅川などが山地を流れ、渓谷等を形成しています。多摩山間部は、都心部に近接した豊かな自然が残された森林を有し、隣接県の山間部と一体となった環境が残されています。

※出典：緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（東京都 2012）「7つのエリアごとの特徴一覧」（一部要約）

## 4. 青梅市の上位関連計画における位置づけ


- 第6次青梅市総合長期計画では、まちづくりの基本方向のひとつとして、「自然と共生し環境にやさしいまち」が掲げられ、本市の地域資源である森林や河川の清流の保全や市民生活に生かすための整備、生活環境の維持・向上、循環型社会の実現に向けた施策の推進を位置づけています。
- 第2次青梅市環境基本計画では、「美しい自然のふるさと青梅」の実現に向けた重点アクションのひとつとして、「生物多様性の保全」を位置づけています。

### 1) 第6次青梅市総合長期計画

- 本市のあらゆる行政活動の基本となる最上位計画です。
- 都心近郊にありながら、豊かな自然環境に恵まれた立地の特性や歴史・伝統・文化資源など本市が有する地域資源の全てを生かして、快適で文化的な暮らしができるまちを目指すことを示しています。

#### まちづくりの基本方向

- 1 安全で快適に暮らせるまち
- 2 自然と共生し環境にやさしいまち**
- 3 次代を担う子どもをみんなで育むまち
- 4 文化・交流活動がいきづくまち
- 5 みんなが元気で健康なまち
- 6 福祉が充実したまち
- 7 活気ある産業で雇用が生まれるまち**
- 8 都市基盤が整う魅力あるまち
- 9 みんなが参画し協働するまち
- 10 持続的な行財政運営ができるまち

 印は、生物多様性との関連が特に深いもの

#### 生物多様性との関連

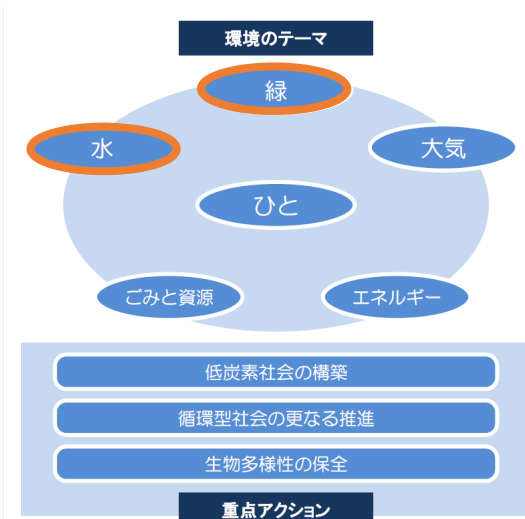
本市の地域資源である豊かな森林や多摩川をはじめとする河川の清流などを守るため、公害の防止など環境の保全に努めること、森林・河川を保護し、その機能や植生を利用して、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収、自然とのふれあいの場など、市民生活に生かすための整備に取り組むことを示しています。

自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を生かし、多様化する観光ニーズにこたえていくこと、農地や森林の持つ多面的な機能にも留意し、魅力ある地産地消の推進を図ることなどを示しています。

## 2) 第2次青梅市環境基本計画

- 本市の総合長期計画を環境面から進める計画として位置づけられ、本市が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全および創出に関する基本的方向性を示しています。

### 計画全体の望ましい環境像を支える 環境のテーマと重点アクション



○印は、生物多様性との関連が特に深いもの

### 生物多様性との関連

「緑豊かな森林を守り、育て、活かす」「身近な自然を守り、育てる」「恵み豊かな農地を活かす」「人と動植物との共生を実現する」などの方針を掲げています。

「豊かな水源を保全する」「<sup>せいいつ</sup>清潔な水質・豊かな水量を守る」「地域に根付いた水辺空間を再生する」ことを方針として掲げています。

「こころが通い合う「ふるさと」を育む」「環境のためのネットワークを共に創る」「自然を育む文化・歴史を伝え創造する」「マナーを守る地域コミュニティを育む」などの方針を掲げています。

「美しい自然のふるさと青梅」の実現に向けた重点アクションのひとつとして、「生物多様性の保全」を位置づけています。

## 3) 青梅市地球温暖化対策実行計画

- 「青梅市環境基本条例」および「青梅市環境基本計画」の基本理念にもとづき、本市の温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行するための計画です。
- 本市の組織および施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、「日常の事務・事業に関する取組み」と「施設整備等に関する取組み」について、地球温暖化対策をはじめとする環境負荷の低減に寄与する施策を整理しています。

### 取組み項目

#### (1) 日常の事務・事業に対する取組み

①電気・燃料使用量の削減／②自動車燃料使用量の削減／③省資源・リサイクルの推進／④水道使用量の削減／⑤グリーン購入の推進

#### (2) 公共施設整備等に関する取組み

①公共施設の再編と新設・更新時の省エネ改修／②省エネ・新エネ設備の積極的導入／③環境への負荷の少ない電力調達の推進／④温室効果ガスの吸収源の保全／⑤公用車の低公害車への更新と自動車利用の抑制

☆印は、生物多様性との関連が特に深いもの

### 生物多様性との関連

「樹林地などの管理・保全」「都市緑化の推進」、公共施設における「屋上緑化・壁面緑化」、バイオマスなどの「木材利活用」を挙げています。

#### 4) 青梅市都市計画マスタープラン

- 本市の今後の都市計画やまちづくりの総合的な指針となる計画です。
- 「全体構想」と「地域別構想」で構成され、「全体構想」では、将来像と土地利用・都市施設などの7分野の整備方針を示しています。「地域別構想」では、各整備方針をもとに地域ごとのまちづくりの方針を示しています。

**まちづくりの基本方針（全体構想）**

- 1 土地利用の方針
- 2 交通体系の整備方針
- 3 自然環境の保全・活用と都市環境形成の方針
- 4 景観形成の方針
- 5 河川・下水道等の整備方針
- 6 安全・安心のまちづくりの方針
- 7 産業環境の整備方針

☆印は生物多様性との関連が特に深いもの

**生物多様性との関連**

山地や丘陵地などの豊かな自然環境の保全と活用、多摩川の保全と活用、市街地における緑の確保の方針を示しています。

自然景観の保全と活用、河川景観の保全と活用等の方針を示しています。

河川の整備、市民との協働による水辺環境の保全の方針を示しています。

地域資源を生かした農林産業の活性化、観光まちづくりの推進方針を示しています。

#### 5) 青梅市緑の基本計画

- 本市における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する取組みを総合的かつ計画的に実施するための計画です。
- 生物多様性に関連する取組みについて、計画の全体にわたり5つの基本方針に沿って定めています。

**基本方針**

- ☆ 支える
- ☆ 育む
- ☆ 親しむ
- ☆ 交わる
- ☆ 彩る

**生物多様性との関連**

山地や丘陵地、河川、崖線樹林などの自然豊かな緑を守ることを示しています。

生き物の貴重な生息・生育空間や郷土景観の形成などの役割も果たしている木材や農産物の生産の場である農林地の緑を育成・利用することを示しています。

青梅にあるさまざまな緑を自然資源や観光資源、景観資源として有効活用し、緑に関する普及啓発や協働による緑づくりを進めることを示しています。

人々の交流の場となる公園緑地等の緑を充実させるとともに緑とつながる人を育て、活動の連携を深めることを示しています。

公共公益施設や民有地において、郷土種の推奨等による質の高い緑づくり、育て、充実させる取組みを行うことを示しています。

☆印は生物多様性との関連が特に深いもの